

令和5年度 第1回豊山町成年後見センター運営協議会

1 開催日時 令和5年6月29日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所 役場3階 会議室3

3 委員

(1) 出席者 6名

後藤・水野法律事務所 弁護士	水野 明美
愛知県社会福祉士会 社会福祉士	奥村 朱美
豊山町ケアマネ会	棚橋 ユミ子
相談支援センター尾張中部福祉の杜 所長	安ノ井 宏隆
豊山町民生委員協議会 会長	岡島 清隆
豊山町社会福祉協議会 事務局長	堀場 昇
豊山町生活福祉部長	井上 武

4 事務局・委託先

(1) 事務局 2名

豊山町生活福祉部保険課地域包括支援センターグループ長	千葉 幸恵
豊山町生活福祉部保険課地域包括支援センター主任	水野 美里

(2) 委託先 2名

豊山町社会福祉協議会 成年後見センター 主任チーフ	高木 茂彰
豊山町社会福祉協議会 福祉活動専門員	福田 浩基

5 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理の指名
- (3) 議事録の取扱い及び署名委員の指名
- (4) 令和4年度豊山町成年後見センター事業実績について
資料1 令和4年度豊山町成年後見センター事業実績
- (5) 令和5年度豊山町成年後見センター事業計画について
資料2 令和5年度豊山町成年後見センター事業計画
- (6) 成年後見制度利用支援事業について
資料3 成年後見制度利用支援事業について

【司会】

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より令和5年度第1回豊山町成年後見センター運営協議会を開催さ

せていただきます。

私は、本日の司会を務めます地域包括支援センターの千葉です。会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の委嘱につきましては、委嘱状を机の上に置かせていただきましたので、ご確認をしていただくことで、委嘱にかえさせていただきます。任期は令和7年5月31日までですので、よろしくお願いいたします。

はじめに、副町長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【副町長】

（ 挨拶 ）

【司会】

ありがとうございました。副町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

（ 副町長退席 ）

【司会】

それでは、運営協議会を進めさせていただきたいと思います。会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第、名簿、資料1から資料3、当日配布資料です。不足等はありませんか。

それでは、委員の皆様をご紹介します。お手元の「豊山町成年後見センター運営協議会名簿」の順にご紹介させていただきます。弁護士水野委員、社会福祉士奥村委員、高齢者福祉関係団体代表棚橋委員、障害者福祉関係団体代表者安ノ井委員、民生委員・児童委員代表岡島委員、豊山町社会福祉協議会代表者堀場委員、豊山町生活福祉部長井上委員です。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。順にお願いいたします。

「地域包括支援センター社会福祉士の千葉です」、「地域包括支援センターの水野です。」

運営協議会には運営を委託しています、豊山町社会福祉協議会職員も同席させていただきますので、紹介させていただきます。

「社会福祉協議会の高木です。」「社会福祉協議会の福田です。」

それでは、会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明します。会議録につきましては、「議事録の作成に関する指針」により、会議ごとに議事録を作成することになっております。後ほど会長選出後に議事録の取り扱い及び署名委員の指名がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）「会長の選出」に移ります。

要綱第4条第1項では、運営協議会に会長を置き、委員の互選により定めることになっております。いかがでしょうか、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

【委員】

知識、経験ともに豊富な水野委員が会長に適任と思います。

【司会】

ただ今、会長には水野委員という声がありました。他にございませんでしょうか。他にないようですので水野委員を会長に選出することにご異議がなければ拍手で確認したいと思います。

（ 拍手 ）

ありがとうございました。それでは、水野委員、会長席への移動をお願いします。それでは、水野会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】

（ 挨拶 ）

【司会】

ありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

これより私の進行により進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、議題（２）「会長代理の指名」を行います。設置要綱第４条第３項に基づき私から指名させていただきます。

会長代理には、安ノ井委員を指名したいと思います。

続きまして、冒頭、事務局より話がありました「議事録の取扱い及び署名委員の指名」に移ります。議事録については「要点筆記」で作成し、発言者名については「非公開」としたいと思います。いかがでしょうか。

ご異議もないようですので議事録は「要点筆記」、発言者は「非公開」といたします。

続きまして、議題（３）の議事録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、堀場委員と棚橋委員を指名いたします。

後日、事務局により議事録を作成し、署名をいただきに伺いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議題（４）「令和４年度豊山町成年後見センター事業実績について」事務局からの説明を求めます。

【委託先】

議題（１）「令和４年度豊山町成年後見センター事業実績について」資料１に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

活動の内容で、町民・関係機関等への広報・普及啓発活動ということで、サロンや老人クラブ連合会等で説明や啓発をしたということですが、何回くらい説明会等の活

動をされたのでしょうか。

【委託先】

今年の5月に2つの地域サロン合同で行い、20名ほどの参加がありました。老人クラブ連合会では、昨年8月に執行部の会議と地区役員会の会議の2回で説明を行いました。知的障害者団体には、定例的に顔を出しており、そのうちの1回で新聞記事を参考に現状を説明しました。また、参加するときには、簡単に成年後見制度の話をしたり、困りごと等を確認しながら関りを持つようにしています。昨年6月に開催した一人暮らし高齢者ふれあい食事会の中で、参加された50名ほどに向け説明をしました。

【委員】

相談経路の報告がありましたが、金融機関からはどのような相談が入って、どのような助言をされたのか内容をお聞きしたいです。

【委託先】

金融機関からは、窓口でのトラブルの相談がありました。後見制度の活用には至りませんでした。パンフレットを置かせもらったことで、紹介いただいたケースがありました。結果として、委任状をもらう手続きや、通帳の再発行等の対応ができました。地域包括支援センターからも相談がありますが、やはり相談内容として多いのは、お金の件、相続、広く財産管理に関することです。

【委員】

相談内容が、お金の管理、相続、将来に関することが多いということでしたが、消費者被害の相談はありますか。

【委託先】

消費者被害に至ったケースの相談はありませんが、恐れがあるという相談はありません。お金の管理としては、こうなってしまったというよりは、現状として支払いができなかったことがあった、これからどうしたらいいかという相談があったことはあります。

【会長】

他にご意見等ありますか。ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、続きまして、(5)「令和5年度豊山町成年後見センター事業計画について」事務局からの説明を求めます。

【委託先】

議題(5)令和5年度豊山町成年後見センター事業計画について資料2に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

資料2の普及啓発のところに、依頼に応じて出前講座を開催とありますが、希望が

れば人数等は関係なく実施してくれるものなのか、それとも事業所単位なのか、想定していることがあるのであれば教えていただきたいです。

【委託先】

具体的に人数等は決めていません。事業所単位や大勢でなくても、機会をいただければ積極的に活用したいと考えています。一人ふたりの場合も断ることはしません。来所していただく等、方法を変えて対応していきたいと思っています。どのような機会でも、前向きに対応したいという気持ちがあるので、ぜひご紹介いただきたいと思っています。

【委員】

普及啓発を今年度も継続するということですが、成年後見制度の普及啓発はもちろん大事ですが、受ける側や支援者側は、後見人等が何ができて、何ができないかということがわかenらいたいと思います。後見人、保佐人、補助人がついたらどう変わるのかというところまで説明があると良いのではないかと思います。

【委員】

逆に、後見人をつけてしまったことによる不具合もあると思うので、そこも知っておくべきこと、知識としてあるといいとは感じています。

【委託先】

確かに、できること・できないことを目に見える形でわかりやすくするという必要だと思っています。メリット・デメリット、手続きにかかる費用負担等の関連することに対する情報提供について気にしながら、普及啓発の案内をしていきたいと思っています

【委員】

現場の方たちの研修内容に、メリット・デメリット、後見人等ができることとできないということを入れると良いのではないかと思います。

【委員】

チーム会議のイメージとしては、個別相談があつて、そこから情報を精査して、多職種で検討した方がいいというところでチーム会議を招集していくということでしょうか。

【委託先】

チーム会議として想定しているのは、後見を受けるようになって、あるいは後見人が困った事例があつたときに、関係機関と連携して対応するというを中心と考えています。後見を受ける前の段階で、色々な相談がある中で、成年後見についてどうするかということで相談対応は可能ですが、その周りにある環境、また高齢者や障害者の施策がある中で、どのような施策をコーディネートしていけばいいのだろうということについては、積極的に検討のための会議を主催していく立場ではありません。ただ、そういうことが必要な場合は関係機関にご相談させていただくこと、連携のための会議を設定していただくようお願いするなどの調整はさせていただきます。具体的にはまだチーム会議は開催されていませんが、今後、関係機関とは積極的に連携を取る

機会は大事にしていきたいと思っています。

【委員】

チーム会議は、後見人、保佐人、補助人がついた段階で、さらに本人にサポートが必要だった場合に、後見人等から相談があれば、必要に応じて会議を開くということだと思いますが、現状、後見人等がついている案件が何件かあり、その方たちへの情報提供は何か考えていますか。

【委託先】

相談があれば受けます。前提として、こちらから「ご心配ごとはないですか」と持ち掛けることはできないということをご理解いただきたいと思います。

【委員】

「こういうことができます」と広報していくということですね。

【委員】

受任調整会議とチーム会議との違いはどのようなところでしょう。

【委託先】

この機会に改めて違いを説明させていただきます。今日開催しております運営協議会は、大きな視点で、成年後見制度をどうしていくか等、成年後見センターのあり方、今後どうしていくと良いかを点検していただく、指針を示していただく、ご意見をいただく会議です。受任調整会議は、具体的に申し立ての相談があったとき、今後何を注意していけばいいか、後見人にどのような方を選任して申し立ていけばいいか等の課題を整理して、受任に至るまでの検討を行う会議です。ただ、具体的に受任調整をするケースが受任調整会議のたびに毎回あるわけではないので、どのようにしていくかということについては、受任調整会議の要綱の中で「関係機関との連携」ということを掲げています。連携を踏まえたいうえで、いざというときに対応できるように具体的なケースについての会議であり、関係機関との連携と位置付けています。チーム会議は、個別のケースについて、後見人等がついた後に、後見人等から相談があれば、具体的に調整、相談に応じていくことを想定しています。

【委員】

申し立ての前の段階では受任調整をする受任調整会議、後見人等がついた後のケースで個別事案の支援策を検討する場合はチーム会議と位置付けられているという違いということですね。

【委託先】

そのようにご理解いただければと思います。

【委員】

前年度の課題であった、申し立て前の、本当に申し立てが必要かどうか、他の施策で対応できないか等の検討は地域包括支援センターの仕事という区別ですね。

【事務局】

補足よろしいですか。成年後見制度を利用した方がいいのか、介護保険制度や他の制度で対応することや環境整備によってクリアになる問題もあるので、多機関で検討

するほうが良いと思う会議を開催する場合は、高齢者の関係は地域包括支援センターが担当することになります。その結果、その方に成年後見制度が必要と判断した場合は、受任調整会議で、実際どのような方がついてもらうと良いか、また再度本当に必要かどうかを検討していただく、その後、後見人等がついた後に、後見人等が関係作りが難しいなど、問題が出てきたときに他の関係機関と話し合いたいとなった場合は、チーム会議かと思っています。前回の受任調整会議で話が出ましたが、高齢者は地域包括支援センターが担当になると認識しています。障害の方の相談があったときにどこが会議を開催するのかということが課題として残ったかと思うので、障害の担当と話をしていかなければいけないと思っています。成年後見制度の利用者数や相談件数は高齢者の方が多いので、地域包括支援センターが主で担当していますが、障害を持った方からの具体的な相談の場合は、他のサービスとの調整や状況確認等は障害の担当になるので、本来は障害の担当で開催する方が良いと思っています。

【委員】

障害の方については、社会福祉協議会で相談支援事業所をやっており、色々な調整をしています。成年後見センターも社会福祉協議会がやっているなので、調整しながら行います。また福祉課とも調整しながらやっていきたいと思っています。

【会長】

その他、ご意見、ご質問はありますか。ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、続きまして、「(6) 成年後見制度利用支援事業改正について」事務局からの説明を求めます。

【事務局】

(6) 成年後見制度利用支援事業改正についてについて資料3に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

資料3をみましたが、改正があったときには、今までとの違いが分かりやすいように、新旧対照表と新しい要綱を添付して議題に出していただけるとありがたいです。まだ改正された要綱がホームページ上にも掲載されていなかったの。

【事務局】

新旧対照表はお渡しできるので、後日みなさんにお渡しします。

【委員】

パンフレットにも報酬助成があることを掲載すると良いと思いますが、現状パンフレットの残数が多いのであれば、別紙で対応することも必要ではないかと思っています。

【委託先】

パンフレット作成のときにも、お金がかかることははっきりと説明しなければいけないと思っていましたが、補助ができるかは個別の話になるので細かいことは載せませんでした。パンフレットの今後ということですが、その都度説明すれば良いと考え

ております。ただ、補助制度ができたので、有効に活用するために、対象者に対してしっかりとご案内していくように進めていきたいと思ひます。

【委員】

現場のケアマネジャーや基幹センターには、こういう情報はしっかりと伝えておいてほしいと思ひます。

【委託先】

対象者に適切にご案内できるようなルートは意識して進めていきたいと思ひます。

【委員】

尾張中部の圏域ですが、他市との連携は考えているのでしょうか。

【委託先】

特に連携は考えていません。ただ、それぞれが、考え方、講演会の開催をやっているのて、目についたところで連絡を取りながら確認をしながらしているところてす。地域的に連携して進めて行くという体制ではありません。各センターの動向、実施していること、参考になること、確認したいことなど、個別に連絡を取ることはしています。今後も意識してやっていきたいと思ひています。

【会長】

委員の皆様からは、その他に何かございますか。
ご質問、ご意見等ないようてすので、続きまして、その他に進みます。
その他、事務局からは何かございますか。

【委託先】

当日配付資料「豊山町における成年後見制度利用状況」に基づき説明した。

【会長】

その他、事務局からは何かございますか。

【事務局】

第2回豊山町成年後見センター運営協議会につきましては、令和6年2月頃の開催を予定しております。事前にご連絡をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

【会長】

本日予定しておりました議題につきましてはすべて終了しました。これをもちまして第1回豊山町成年後見センター運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

【司会】

会長ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、長時間の審議をありがとうございます。

上記のとおり、令和5年6月29日（木）開催の豊山町成年後見センター運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和5年8月16日

会 長 水野 明美

署名委員 堀 場 昇

署名委員 棚橋 ユミ子